

諮問番号：平成31年度諮問第1号

答申番号：平成31年度答申第2号

答申書

令和元年10月4日付け上市民第314号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長による平成31年度分の国民健康保険税の賦課決定の処分に対する審査請求」（審査請求人 ○○ ○○ 氏）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査関係人の請求の趣旨及び主張の要旨

1 審査請求人の請求の趣旨及び主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件賦課決定処分について、取消し及び再決定を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

ア 審査請求人は、株式配当所得、譲渡所得の住民税申告における申告不要制度については、令和元年7月3日に国民健康保険税の決定通知書が到達し市に問い合わせたこと知った。

イ 申告不要制度の適用は、市が市民税決定通知を送付した後は適用できないとのことであるが、市として確定申告時の税務署の窓口や市から個人への通知等によって、十分に周知を図っていたとは考えにくい。

ウ 申告不要制度は、市民に不利益がある場合、遡及して適用されるべきであり、上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）第32条第4項には、（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む）とされており、市行政の周知不足を勘案すると上記「やむを得ない理由」として認定すべきである。

2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求には理由がないから、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 本件賦課決定処分の根拠となる法令等の定めについて

(ア) 国民健康保険税額の算定について

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第1項の規定により、市町村は国民健康保険の被保険者である世帯主に対し国民健康保険税を課することができる。

同条第2項の規定により、国民健康保険税の課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第二号被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とすることとされている。

本市においては、法第703条の4第5項に定める基礎課税額については上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2項により所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第3条第1項において所得割額の税率を「100分の6.8」と、条例第4条において被保険者均等割額を「27,000円」と規定している。

法第703条の4第12項に定める後期高齢者支援金等課税額については条例第2条第3項により所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第5条において所得割額の税率を「100分の1.9」と、条例第5条の2において被保険者均等割額を「10,000円」と規定している。

法第703条の4第20項に定める介護納付金課税総額については条例第2条第4項により所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第6条において所得割額の税率を「100分の1.5」と、条例第7条において被保険者均等割額を「12,000円」と規定している。

(イ) 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の市民税所得の課税方式について

特定配当等に係る所得については法第313条第13項により、特定株式等譲渡所得金額に係る所得については同条第15項により、市民税の納税通知書が送達される時までに申告書を提出した場合の総所得金額は、当該特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の金額を除外して算定するものとしている。

イ 本件賦課決定処分根拠となる事実について

審査請求人は、〇〇年〇月〇日、本人及び世帯員〇人が社会保険を離脱したとして、審査請求人を世帯主とする上尾市国民健康保険の加入手続をし、〇〇年〇月〇日から上尾市国民健康保険の被保険者とな

った。なお、平成31年度の賦課期日である平成31年4月1日現在における審査請求人の世帯の国民健康保険被保険者は、本人及び世帯員○人の○人で構成されている。

次に審査請求人の属する世帯の平成30年中の合計所得金額は○○○○○○円（総合課税の所得金額：○○○○○○○○円＋分離課税の所得金額：○○○○○○○○円）であった。世帯員については、○○○○○○○○。

なお、「遡及して適用されるべき」と審査請求人は主張するが、法第313条第13項及び第15項の規定により申告書は市民税の納税通知書が送達される時（平成31年度の市民税の納税通知書の発送は令和元年6月3日）までに提出していなければならないが、審査請求人からは特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、住民税では申告しない旨の申告書の提出は受けていないため、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について除外することはできない。

ウ 本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額の算出について

法令等の定め及び事実に基づき審査請求人の平成31年度の国民健康保険税額の算出を行うと、次のとおりである。なお、本件賦課決定処分については、令和元年7月1日付けで審査請求人に対し国民健康保険税納税通知書兼更正（決定）通知書により通知した。

（算出過程は公表しない。）

以上のとおり本件賦課決定処分は、法及び条例に基づき適法かつ適正に行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 認定した事実について

処分庁が提出した弁明書及びその添付書類並びに審査請求人が提出したその反論書から、以下の点については、争いのない事実であると認定した。

- (1) 処分庁が令和元年7月22日付けで審理員に提出した平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写しによれば、審査請求人は、平成31年○月○日付けで上尾税務署に同確定申告書B第一表、第二表、第三表を提出した。
- (2) 審査請求人は、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、住民税では申告しない旨の申告書の提出をしていない。
- (3) 処分庁が令和元年8月13日付けで審理員に提出した再弁明書によれば、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につい

て、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合は、市民税の納税通知書が送付される時までに確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することを、広報あげお平成31年1月号及び上尾市ホームページで周知している。

2 本件賦課決定処分に係る法令等の規定について

- (1) 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額については、法第703条の4第2項に規定されており、それによれば当該課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する第二号被保険者であるもの（以下「介護納付金課税被保険者」という。）につき算定した介護納付金課税額の合算額である。
- (2) 法第703条の4第5項に定める基礎課税額については条例第2条第2項において所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第3条第1項において所得割額の税率を「100分の6.8」と、条例第4条において被保険者均等割額を被保険者1人について「27,000円」と規定している。
- (3) 法第703条の4第14項に定める後期高齢者支援金等課税額については条例第2条第3項において所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第5条において所得割額の税率を「100分の1.9」と、条例第5条の2において被保険者均等割額を被保険者1人について「10,000円」と規定している。
- (4) 法第703条の4第22項に定める介護納付金課税額については条例第2条第4項において所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第6条において所得割額の税率を「100分の1.5」と、条例第7条において被保険者均等割額を介護納付金課税被保険者1人について「12,000円」と規定している。
- (5) 本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額〇〇〇〇〇〇円は、上記(1)から(4)までの規定を適用し、次の算式によって算定されたものである。
(算出過程は公表しない。)

3 特定配当等に係る所得を除外する理由に該当するか否かについて

- (1) 審査請求人は、反論書において「上尾市税条例第32条第4項には、（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む）とされており、市行政の周知不足を勘案すると上記「やむを得ない理由」として認定すべきである」と主張している。

- (2) 処分庁の再弁明書によれば、上尾市税条例第32条第4項本文の規定は、所得割の算定の際に、申告書に特定配当等に係る所得について総所得金額に含めること等の記載がないことにつきやむを得ない理由があるときの規定であり、特定配当等に係る所得を総所得金額に含めない旨を市民税の申告書に記載しなかったことにつきやむを得ない理由があるときの規定ではない。

特定配当等に係る所得について、市民税と所得税とで異なる課税方式を選択する場合には、市民税の申告書を提出する必要があり、特定配当等の所得について所得税の確定申告書、市民税の申告書の順でいずれもが市民税の納税通知書が送達される時まで提出された場合にあっては、上尾市税条例第32条第4項ただし書の規定により、確定申告書及び市民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、特定配当等に係る所得を総所得金額に含めないものであるとしている。

- (3) 上尾市税条例第32条第4項及び第6項の規定は、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同日改正したものである。同条例第32条第4項の規定は法第313条第13項の規定に基づくものであり、同条例第32条第4項に規定する特定配当等申告書とは、市民税の納税通知書が送達される時まで提出された地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第5号の4様式による市民税の申告書又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号の確定申告書のことである。特定配当等に係る所得の明細に関する事項等が記載された特定配当等申告書が提出されていない場合は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して総所得金額を算定することができるが、特定配当等に係る所得の明細に関する事項等が記載された特定配当等申告書が提出された場合には、その後に特定配当等に係る所得の明細に関する事項等が記載されていない特定配当等申告書（市民税の申告書に限る。）が提出されない限り、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して総所得金額を算定することはできない。

また、同様に同条例第32条第6項は法第313条第15項の規定に基づいたものであり、違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は、本件賦課決定処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

- (4) なお、租税の申告に関する判例としては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の2第1項の適用を受けた場合の税額に基づき

行った減額更正の請求が認められなかった「法人税通知処分取消請求事件」(神戸地方裁判所平成19年(行ウ)第77号)の平成21年1月14日付け判決において、「大量反復的に行われる租税確定手続について租税関係法律の明確化及び早期確定を図った措置法68条の2及び措置法規則22条の20第4号の趣旨にかんがみると、「やむを得ない事情」とは、客観的に見て本人の責めに帰することのできない事情をいい、単なる制度の不知や不注意といった主観的な事情は含まれないものと解すべき」とされている。本件審査請求に係る国民健康保険税は、申告納税方式の法人税とは異なり、賦課課税方式であるが、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式については、申告書に記載された納税者の意思表示を踏まえて決定することが法定されていることから、同様の判断が類推できると考える。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査庁の裁決の考え方

審査庁は、令和元年9月27日に審理員意見書及び事件記録の提出を受け、それらの内容等を検討したところ、審理員意見書における事実認定、法令の解釈のみならず、それによって導かれた結論は適正であった。

したがって、審査庁の裁決の考え方は、上記審理員意見書に基づき、裁決の主文は棄却とし、その理由は、審理員意見書の「第3 理由」と同趣旨の内容とするのが正当と考えるものである。

審査庁の裁決の考え方は、以上のとおりであるが、上尾市行政不服審査会において、その当否について審査願いたい。

第5 調査審議の経過

令和元年10月 4日 審査庁より諮問

令和元年11月 6日 調査審議

令和元年12月12日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

審査庁の裁決についての考え方が適正であるか検討する。

1 本件賦課決定処分について

(1) 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

当審査会においても確認したところ、「第3 審理員意見書の要旨」「1

認定した事実について」に記載された事項については争いがないことが認められる。

また、審査請求人に対して課される国民健康保険税額について当審査会として算出したところ、審理員意見書の記載と同じ結果となった。算出の根拠となる法令等の規定の適用についても適正である。

(2) 申告不要制度の遡及適用の可否について

本件賦課決定処分の根拠となった審査請求人の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得（以下「本件申告不要所得」という。）については確定申告を要しないものであるが（租税特別措置法第8条の5及び同法第37条の11の5）、審査請求人は本件申告不要所得について確定申告を行っている。ここで、確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に市町村民税道府県民税申告書が提出されたものとみなすこととされているため（上尾市税条例第36条の3）、本件申告不要所得が市町村民税道府県民税申告書によって申告されたものとみなすものである。

市民税の算定においても、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については総所得金額に含めない旨が規定されているが（上尾市税条例第32条第3項及び第5項）、これらが申告された場合にはこれらを総所得金額に含めることとされている（同条第4項及び第6項）。ここで同条第4項及び第6項中の「やむを得ない理由」というのは、本件審査請求に当てはめてみると、「審査請求人が本件申告不要所得を申告する意思があつたにもかかわらず、その記載がないことについてのやむを得ない理由」であつて、本件申告不要所得を総所得金額に含めない（申告しない）ことを求めている審査請求人の主張の根拠にはなり得ないものである。また、審査請求人は確定申告書のみを提出し、市町村民税道府県民税申告書を提出していないため、同条第4項ただし書及び第6項ただし書の規定についても、審査請求人の主張の根拠として採用することはできない。

審査請求人は、申告不要制度を遡及して適用すべきことを主張するが、審査請求人は市民税の納税通知書が送達される時までに市町村民税道府県民税申告書を提出していない。ここで、同条第4項及び第6項において市民税の納税通知書が送達される時までに当該申告書を提出すべきことを規定した趣旨は、大量反復的に行われる賦課決定処分について納税通知書が送達される時までの確定を図るものと解される。また処分庁は、広報あげお平成31年1月号及び上尾市ホームページで周知を行っており、周知が不十分であつたとまで言うことはできない。審査請求人は申告不要制

度を知らなかったと主張しているが、そのことを理由として同規定に反する取扱いをすることは許されないと解すべきである。

2 帰結

以上のように、当審査会は、上記第4の審査庁の裁決の考え方の「理由」について、審理員意見書及び事件記録に基づいて精査・検討したところ、事実の認定は正当に行われ、認定事実の条例への当てはめも適正になされている。その他違法・不当な点も認められない。

したがって、上記「理由」によって導かれる「棄却」との主文も正当であり、審査庁の上記第4の裁決についての考え方は妥当である。

答申に関与した委員

上尾市行政不服審査会

佐世 芳
木村 裕二
寺山 一男